

2021(令和3)年9月29日

緊急事態宣言解除に伴う、本協会主催・主管 各種事業の実施について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みをいただき、感謝申し上げます。

この度、政府から9月28日付で9月末での緊急事態宣言の解除が発表され、県よりあらためて 10月1日～24日の期間について、21時以降の不要不急の外出自粛・5時～21時までの大規模集客施設に対する営業時間短縮の働きかけ・テレワークの推進等を盛り込んだ『宣言解除後における県の取組について』が発出されました。

ついては、本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）を次のようにすることとしました。

①本期間中、本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）の実施時間は21時までとする。

※会議等Webによるものは除く

②本期間中、本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について、原則無観客・見学なしの措置は解除するが、感染防止対策を徹底し、人数制限等の措置を講じるなど段階的な対応を行う。

③本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。

また、かもめパークについては、21時までの利用となるため本期間中の21時以降の利用予定は全てキャンセルとさせていただきます。詳細はHPでご確認ください。

さらに、本協会事務局職員については、10月1日までは引き続き原則在宅勤務・終日留守番電話対応とし、10月4日より一部在宅勤務・電話対応10時～13時となります。「各種大会」については、各種別部会にお問い合わせ下さい。

なお、10月25日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。